

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

日本商品先物取引協会 **会報**

2015. 10 VOL.14



目次 (2015.10 VOL.14)

I . 巻頭言 30年以上の商品先物取引の研究と商先業界の変化と現状 外務員登録等資格委員会委員 山田廣己委員	1
II . 大阪堂島商品取引所の取組み～コメの本上場に向けて～	3
III . 外務員教育用教材「入門商品デリバティブ」の発行について	6
IV . マイナンバー制度に係る説明会の開催について	8
V . 商品先物取引に関する 委託者等の実態調査報告書の概要について	9
VI . 統計資料等	
1 . 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況	19
2 . 店頭商品CFD取引の状況	20
3 . 平成27年度上半期の相談状況及び苦情・紛争処理状況	22
4 . 登録外務員数の推移	24
5 . 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧	25
6 . 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧	25
7 . 国内商品市場取引に関する統計・資料等について	26

I. 巻頭言

30年以上の商品先物取引の研究と商先業界の変化と現状

日本商品先物取引協会・外務員登録等資格委員会委員
京都産業大学大学院 法務・法学研究科教授 やまだ ひろみ 山田 廣己

龍田節編「逐条商品取引所法」（平成7年・商事法務研究会）の「はしがき」に、「商品取引所法は証券取引法の兄弟法である。…立法の歴史がそれを示している。旧取引所法は、証券取引所と商品取引所の両方を規制していた。昭和23年に証券取引法が新しい装いで制定されたとき、旧取引所法は商品取引所法と改題された。それが昭和25年の改正によって現行（平成7年当時）の商品取引所法となった。商品取引所法が本家であり、証券取引法は分家である。…日本の商品先物取引は江戸時代の堂島正米市場に遡る。」。この続きは「はしがき」を見ていただきたい。

この書物は、日商協およびその前身である全協連（全国商品取引員協会連合会）から研究助成を受けた商品取引所法研究会（昭和53（1978）年開始）での研究成果を、「商品先物市場」（投資日報社）に順次掲載し、最後に書物としてまとめたものである。私もいくつかの条文について逐条研究をしている。会社法および証券取引法を専攻する、大学教師、研究者として歩みだしたばかりの30歳を越えた頃であった。商品先物取引に関する法律はこの研究会で初めて知ることになった。研究会開催案内のはがきの作成や助成金の管理などに気を使った。ここで商品取引所法の基礎を学んだ。

神崎克郎「平成10年改正 商品取引所法逐条解説」（平成12年・商事法務研究会）の「はしがき」にも、平成10年の改正の概要が記されている。この解説にも関わった。

その後、いく度かの改正があり、平成21年10月から23年1月にかけて段階的に、「商品取引所法」の改正が実施され、名称が「商品先物取引法」に変更された。新しい法律の最終改正は平成26年6月27日（法律第91号）である。商品先物取引を規制する法律は、30年前に比べると大きく変化している。

この間、日商協から助成金を受け、商品先物取引の研究を進めたこともある。学会出張の帰りに、函館に立ち寄り、「函館海産物取引所」の調査もした。また、日商協の委員の仕事も受け、今でも、たまに東京に通う。全国商品取引所連合会の研究会にも参加させてもらい、東京、福岡や名古屋の取引所を見学する機会も得た。今なら不招請勧誘に該当してしまうかもしれないが、高校が同窓だという商品先物取引会社の外務員に研究室で先物取引の実務を聞き、教科書的説明をしたこともあった。

商法特殊講義（証券・商品先物取引）という名称の講義を長く担当している。この中で、商品先物取引について3・4コマで話をしてきた。テレビ、洗濯機の売買や証券の取引より、商品先物取引は難しい取引であること、人は古代ギリシャ時代の昔から、先物取引に類する難しい取引を行ってきていること、などを学生に説明してきた。

商品の先物取引に関する法規制の研究。教育に関わって 30 年余り経過した。商法、会社法、金融商品取引法の研究も並行している。

いま興味のあることは、いろいろあるが、まず、旧商品取引所法の題に「所」が付いていたことの沿革的理由は何かという小さなことである。旧取引所法の「所」を引き継いだからか、米国の Commodities Exchange Act の Exchange を取引所と訳したからか …。

次は、先物取引の定義についてである。商品先物取引法 2 条 3 項の一号は、従来型の商品先物取引の定義である。これは、すぐに理解できたが、頭を痛めたのは、四号である。たとえば、四号のイは、一号の先物取引を成立させることができる権利（オプション）の取引をも「先物取引」と定義している。私の読み違いかなとも思い、はじめ何のことやら理解できなかつたが、財務諸表規則の 8 条 10 項の「オプション取引」の定義をみて、一応納得したつもりである。実際にも先物取引のオプション取引はあったようだが、今はこの取引はどこで行われているのか知りたい。

3 つ目は、ヘッジ機能と法規制の関係である。「先物市場のヘッジ機能は証券市場にはない機能である。株式のオプション取引や空売りは投資証券の価格の下落に対してある程度の保護を投資者に与えるが、証券取引は損失をヘッジする手段として言及されることはない。一方、商品先物市場においては、先物取引は、通常の商取引における取引価格を維持・保護する目的で、規則的に、定期的にまた大量に行われる」「ヘッジ手段としての先物市場(futures markets)の役割は、純粋な投資市場 (pure investment markets) とは、常に、異なるものであった。議会は、その理由のゆえに、商品先物取引規制を連邦証券取引規制に統合することをきっぱりと拒否してきた。とりわけ、企業が先物市場を利用することを規制するには、投資（証券）市場での投資者に適用される法規に必要な規制政策とは異なつた規制政策(regulatory policy)が求められ、商品先物取引規制は、投資機会を保障することはもちろん、先物市場のヘッジ機能を確保しようと、継続的に、追求してきた。」(Johnson/Hazen, Commodities Regulation 2nd. 1989. の第一版への序文(Preface to the First Edition)の中の表現)。以上のように、商品先物取引の法規制にあつてはヘッジ機能の確保が重要であることが指摘されている。先物取引の説明でも、必ずこのヘッジ機能について説かれる。

先物取引の機能の維持・確保が、商品先物取引法および先物取引も取り込んでいる金融商品取引法に、どのような形で法的に表れているのかに興味を持ち、これを研究したいと考えている。ご教示願いたい。

繰り返しになるが、商品先物取引の研究に比較的長く関わっている。これからも研究・講義は続く。日商協をはじめとして多くの関係者にお世話になっている。ここで謝意を表したい。これが会報の巻頭の言葉にふさわしいかどうかわからない。ご容赦いただければ幸いである。

Ⅱ. 大阪堂島商品取引所の取組み ～コメの本上場に向けて～

(寄稿：大阪堂島商品取引所)

1. 試験上場再延長

本年8月6日、農林水産大臣より、コメ先物取引の試験上場期間の再延長（2年）に関する定款変更が認可されました。ご案内のとおり、コメ先物取引は、2011年8月8日に東西の取引所で72年ぶりに試験上場事業として再開され、その2年後の2013年8月7日には、2年の延長が認可されています。したがって、今回の再延長でトータル6年間の試験上場が認められたこととなります。

ただし、認可にあたっては、農林水産省より、「これまで農産物先物市場の試験上場で3回以上延長された事例がないことについて、十分に留意すること」等の留意事項が、認可日と同日に通知されました。もとより、大阪堂島商品取引所では、いつまでも試験上場に甘んじるのではなく、この機会を「最後の2年」と捉え、あくまで本上場を目指すことを決意しているところです。

2. コメ先物取引の特殊性

コメは、国内の商品先物取引にあって、非常に特殊な上場商品であると言われています。日本人の主食であり、これほど身近な農産物はありません。また、その価格動向についても、生産者、集荷業者、流通業者、中食、外食、消費者に至るまで、各方面から常に高い関心を寄せられています。

もちろん、コメもまた農産物である以上、その作況は天候に左右されます。さらに、国内景気や農業政策にまで価格は影響を受けることになります。また、海外市場が覇権を持つ中で、ともすれば写真相場と揶揄されがちな輸入農産物市場とは異なり、自国で生産され、自国で価格が決まり、将来的には輸出さえ視野に入る重要な農産物でもあります。

このように、社会的な存在感が大きく、価格に影響を与える情報が国内に限定されること、為替の影響を排除できること、乱高下の懸念が少ないといったコメの商品特性は、投資商品としてはもちろんのこと、ポートフォリオを組む上でも大きな可能性を秘めているものと考えています。

3. コメ先物取引への期待

今般のコメ政策においては、平成30年産からを目途に、国による生産数量目標の配分（いわゆるコメの生産調整）に頼らないで、生産者がマーケットを見ながら自らの経営判断で生産できるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指す方向が示されています。

こうした改革が迫る中で、コメ先物取引は、自らの判断で新たな事業展開を模索する生産者に経営の安定をもたらす産業インフラとして、今後益々その重要性が高まるとの指摘があります。折しもTPPの時代にあっては、価格変動のリスクをヘッジできる場が必要であるとの理解も浸透し始めているようです。

ただ、コメ先物市場の参加者は、主として卸売業者に偏っているのが実情です。裏返せば、生産者、集荷業者、中食、外食、消費者といった他の層への理解が浸透して、彼らが市場参加することになれば、大型商品としての本来のポテンシャルを發揮できるものと確信しています。

4. 大阪堂島商品取引所の取組み

大阪堂島商品取引所では、コメ先物市場が持つ本来の成長力を発揮させ、本上場を実現するため、各種セミナー、堂島先物塾、堂島トライアルプロジェクトといったこれまでの取組みを拡大、加速するなかで、生産者等をはじめとする潜在的な市場参加者に向けての情報提供を積極的に展開していきたいと考えています。

さらに、取引が成立しやすい環境整備に向け、商品設計等の改変も常に念頭におきながら、新たに会員に加入した大手卸業者をはじめとする当業者の皆様との懇談の場を積極的に持ちたいと考えています。

もちろん、市場活性化の本丸とも言うべき、一般投資家層の市場参加を促すための具体的環境整備策については、最優先するべき課題と位置づけており、その検討にあたり、受託会員をはじめとする商先業者の皆様とのコミュニケーションを活発に行いたいと考えています。

5. 情報発信（WEB）

大阪堂島商品取引所では、コメ先物取引に関する情報発信として各種コンテンツ等をWEB上で公表しています。様々なシーンに応じてご活用下さい。

(1) 相場（スマホ版）

<http://www.ode.or.jp/Mobile/>

(2) コメ先物取引情報室

<http://ode.or.jp/other/kome.html>

(3) 公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/ricefutures>

(4) 公式ツイッター

① 相場 https://twitter.com/ODE_01

② 営業企画部 https://twitter.com/ODE_02

(5) 堂島 News（メールによる情報発信）

http://ode.or.jp/other/kome_study.html



〔 (2) コメ先物取引情報室のページ 〕

6. 市場関係者の皆様へ

大阪堂島商品取引所では、社会的重要性の非常に高いコメを先物市場で取扱うことは、単なる一商品の取引市場を運営することではなく、社会と先物市場を繋ぐ事業であると認識しています。国内商品先物市場の存在価値そのものを社会にアピールする非常に大きな機会を得ているものと確信しています。「『産業インフラ』の確立に関わった」と胸を張れる未来があるものと信じています。

「今の流動性では使いにくい」「市場が大きくなったら参加を考える」といった声も聞こえてきます。しかし、市場は参加者が増えれば増えるほど利便性が高まります。大きくなるまで皆が待っているのではなく、皆で一丸となって大きくすることが大切だと感じています。

大阪堂島商品取引所は、試行錯誤で培ったこの4年を無駄にすることなく、飛躍への経験値として、残された時間に活かしていく決意です。是非、関係者の皆様におかれましても、今こそ「市場を育てる」といった観点のもと、これまでも増して、ご支援ご協力を賜りますよう、

改めてお願いする次第です。

取引要綱

商品名	東京コメ	大阪コメ
標準品	「東京コメ」(栃木県産あさひの夢、群馬県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ、千葉県産ふさこがね)	「大阪コメ」(滋賀県産コシヒカリ及び三重県産コシヒカリ)
受渡供用品	農産物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米1等品及び2等品	国内産コシヒカリ 農産物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米1等品及び2等品
売買仕法	板寄せ取引による単一約定値段方式	
限月	6限月(6ヵ月以内の連続月)	
取引単位 (受渡単位) 倍率	1枚(200俵 12,000kg) = 200倍	1枚(50俵 3,000kg) = 50倍
呼値及び 呼値の単位	1俵(60kg) 10円刻み	
納会日	当該限月の20日(当日が休業日の時は順次繰り上げる)	当該限月の10日(当日が休業日の時は順次繰り上げる)
受渡日	納会日の5営業日後	
受渡方法	①期日受渡し ②早受渡し ③合意受渡し ④合意早受渡し	
受渡場所	指定倉庫	
取引時間	前場	【第1節】 9:00 【第2節】 10:00 【第3節】 11:00
	後場	【第1節】 13:00 【第2節】 14:00 【第3節】 15:00
※東京コメ、大阪コメの順に連続立会		

【お問い合わせ先】

大阪堂島商品取引所

TEL : 06-6531-7931 (代表)

E-mail : info@ode.or.jp



〔公式フェイスブックより〕

Ⅲ. 外務員教育用教材「入門商品デリバティブ」の発行について

この度、昨今のデリバティブ市場の拡大・発展に伴いまして、外務員教育用教材の一つとして使用しておりました「入門先物市場」の内容を大幅に見直しました。

この見直しに合わせてタイトルも「入門商品デリバティブ」に変更いたしました。

この新しい「入門商品デリバティブ」では、「取引コスト」と「リスク」の削減という視点を通じて、商品デリバティブ取引の仕組みを基本から丁寧に解説しておりますので、これから外務員登録資格試験の受験を予定される皆様は勿論ですが、すでに外務員としてご活躍されている皆様にとっても、実務の参考として活用していただける内容となっています。

なお、「入門商品デリバティブ」は一般書店で販売しておりますが、本会会員に限り、すでにご案内の手続きでお申込みいただきますと会員特別頒布価格でお買い求めいただけます。



入門 商品デリバティブ

(発行日：2015年10月1日)

著者：宇佐美洋氏／小野里光博氏

出版社：東洋経済新報社

定価：本体 2500 円＋税

頁数：290 頁

(章立て)

- 第1章 デリバティブ市場とリスク管理
 - 第2章 先物取引の仕組み
 - 第3章 取引所における価格決定の仕組み
 - 第4章 先物価格理論
 - 第5章 ヘッジ取引
 - 第6章 先物価格の相場予測
 - 第7章 オプション取引の仕組み
 - 第8章 スワップ取引
 - 第9章 リスクとその対処方法
 - 第10章 不確実性の下での意思決定
 - 第11章 デリバティブ市場と歴史と展望
- 付録 数学補足

※ 本書からの試験問題へ出題時期については、別途ご案内致します。

—著者 宇佐美洋氏（本会理事・外務員登録等資格委員会委員）より—

2000年に刊行された「入門先物市場」は、初めて先物取引を学ぼうとする人を対象に先物市場の制度や価格理論を分かりやすく解説することを目的に執筆いたしました。幸い多くの読者に受け入れられ、10年以上の長きにわたって版を重ねてきました。

しかし昨今のデリバティブ市場の拡大・発展に伴い、その内容・記述を加除修正すべき個所が年々増えてきました。そこで前著の特徴を生かしつつ、商品・コモディティの取引を中心に、取引所取引のみならず店頭取引も視野に入れたデリバティブ取引全体を対象とした入門書として、内容を大幅に書き直したのが本書「入門商品デリバティブ」です。

前著と同様、本書の特色は、デリバティブ取引の仕組みや制度の成り立ちについて、実的な取引方法（How-to?）を学ぶまえに、誰でも初心者がいなく素朴な疑問、つまり「なぜ（Why?）そのような仕組みや制度ができたか?」という視点から、分かりやすく解説しているところです。

また、枝葉にとらわれて幹を見失うという弊を避けるために、デリバティブ市場の解説にあたっては「取引コストの削減」と「リスクの削減」という経済学の一貫した視点を強調し、さらに歴史的な背景も含めて仕組みと制度を解説しています。

こうした取引コストの概念を用いて表現することにより、本書で詳しく説明する先物、オプション、スワップなどのデリバティブの複雑な取引形態、取引所などの組織、商品先物取引法などの法律や制度の役割は、最小限の取引コストで参加者に「効率的にリスクを移転する場」を提供するということが、ご理解頂けるのではないのでしょうか。

最後に、本書は従来のデリバティブ取引に関する類書とは異なり、取引対象別に縦割りで解説するのではなく、すべてのデリバティブ取引の特徴を横割りに整理しています。これにより、読者にはデリバティブ市場を一つの共通の枠組みして捉え、取引や制度の仕組みを明瞭に理解し、さらに発展的に知識を広げていただけることを期待しています。

IV. マイナンバー制度に係る説明会の開催について

10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）が施行されました。これにより、国民一人ひとりにマイナンバー（12ケタの個人番号）が割り当てられ、平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続で利用がはじまります。

商品先物取引業者においては、顧客と自社の役職員等に係るマイナンバーを取り扱うことから、マイナンバーの適正な取扱いのために「番号法施行と実務的課題」と題して、以下によりマイナンバー制度に係る説明会を開催いたしました。

また、本会では日本商品先物振興協会と共同で「[マイナンバー提示のお願い](#)」のチラシを製作し、本会WEBサイトに掲載いたしました。

日時 平成27年9月8日（火） 午前の部 10時00分～12時05分
午後の部 14時00分～16時15分

場所 東京商品取引所（B1セミナールーム）

講師 レイセントコンサルティング株式会社
代表取締役 岩田美知行氏

参加数 午前の部 会員18社、42名
午後の部 会員18社、42名

主なテーマ

- ・マイナンバー制度の概要
- ・商先業者のマイナンバー対応スケジュール感
- ・商先業者の責務：番号法上の義務
- ・商先業者の責務：法律を遵守する体制整備
- ・商先業者の個人番号取得に係るポイント
- ・商先業者の番号法対応ポイント
- ・特定個人情報ファイル作成時の注意
- ・仲介業者の顧客に係る個人番号の取得
- ・本人に交付する支払調書の記載
- ・個人番号を故意に提供等した場合の罰則



※ マイナンバー制度に関するご質問等
マイナンバーコールセンター 0570-20-0178

※ マイナンバー制度の概要や資料が掲載されている政府の主なWEBサイトをご紹介します。

[内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ](#)

[内閣府政府広報オンライン マイナンバー特集ページ](#)

[国税庁 マイナンバー特設サイト](#)

[特定個人情報保護委員会](#)

V. 商品先物取引に関する委託者等の実態調査報告書の概要について

1. 「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」の実施の経緯と概要

平成 16 年の改正商品取引所法の国会審議において、4 月 14 日付けの衆議院経済産業委員会の附帯決議で「商品取引員の受託業務の実態を毎年調査し、公表するよう努めること。」とされました。

これを受け、主務省では、我が国の健全な商品先物市場の育成を図る上で、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上が重要であるとの考えから、委託者アンケート調査を通じて一般委託者を対象とした商品取引の実態を調査・分析することとし、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上に資するため、その参考資料とするべく平成 18 年度から「商品先物取引に関する実態調査」を開始しました。

平成 24 年度の調査以降、平成 23 年 1 月 1 日に施行された商品先物取引法を踏まえて、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引とともに、国内商品市場取引に関しては不招請勧誘規制の対象である通常取引と対象外である損失限定取引と区分して調査が行われています。

(1) 調査対象の顧客数及び業者数等

	顧 客			業 者	
	調査対象	回収結果	有効回答率	調査対象	回収結果
平成 18 年度	6,636 人	2,439 人	36.8%	78 社	77 社
平成 19 年度	5,277 人	1,978 人	37.5%	73 社	73 社
平成 20 年度	4,731 人	1,595 人	33.7%	53 社	52 社
平成 21 年度	3,742 人	1,258 人	33.6%	39 社	39 社
平成 22 年度	2,878 人	976 人	33.9%	33 社	33 社
平成 23 年度	8,661 人	1,642 人	19.0%	58 社	58 社
平成 24 年度	7,577 人	1,506 人	19.9%	57 社	57 社(注)
平成 25 年度	9,783 人	2,099 人	21.5%	55 社	55 社(注)
平成 26 年度	9,741 人	1,815 人	18.6%	50 社	50 社(注)

(注)平成 24 年度は 57 社中 2 社が、平成 25 年度は 55 社中 3 社が、平成 26 年は 50 社中 3 社が業務休止等との回答である。

(2) 平成 26 年度の調査項目別の調査対象数及び回答状況

●調査対象者の抽出方法

平成 26 年 12 月 1 日時点において口座を開設し、平成 26 年中（平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 1 日までの間）に商品先物取引を行った委託者のうち、法人等を除き、以下の条件で調査対象者を抽出した。

- ①国内商品市場取引（損失限定取引）：全委託者
- ②外国商品市場取引：全委託者（①を除く）
- ③店頭商品デリバティブ取引：委託者のコード番号の下一桁が「奇数」の委託者（①、②を除く）
- ④国内商品市場取引（通常取引）：委託者のコード番号の下一桁が「5」及び「6」の委託者（①から③を除く）

●調査の時期

委託者アンケート：平成 27 年 1 月 5 日～同年 1 月 24 日

調 査 項 目	調査対象数	有効回答数	回答率
①国内商品市場取引（通常取引）	4,156 人	1,106 人	26.6%
②国内商品市場取引（損失限定取引）	509 人	133 人	26.1%
③外国商品市場取引	197 人	33 人	16.8%
④店頭商品デリバティブ取引	4,879 人	543 人	11.1%

なお、平成 18 年度からの 9 回分の「商品先物取引に関する実態調査の結果について」は、以下のとおり主務省のホームページに掲載されています。

●農林水産省ホームページ

「商品先物取引関係資料」の「商品先物取引に関する実態調査の結果について」

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/cftdata.html#research>

●経済産業省ホームページ

「調査・統計」の「・商品先物取引に関する実態調査の結果について」

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/index.html>

2. 「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」の結果

本調査の主要な項目について、国内商品市場取引（通常取引及び損失限定取引）、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引の平成23年からの4年間の調査結果を整理してみました。

(1) 年 齢（単位：％）

①国内商品市場取引・通常取引

	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明
平成23年	1.0	6.2	16.2	25.6	32.1	14.1	3.7	0.8
平成24年	0.4	4.6	13.6	23.0	34.6	12.7	4.3	6.7
平成25年	0.4	4.8	13.6	22.5	31.9	18.5	3.8	4.4
平成26年	0.3	5.1	16.1	21.5	32.4	19.1	3.6	2.0

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成23年	4.7	14.0	19.8	17.4	29.1	8.7	0.0	6.4
平成24年	1.6	12.5	12.0	22.9	36.5	9.4	0.5	4.7
平成25年	0.6	9.6	19.2	24.3	35.6	10.2	0.0	0.6
平成26年	3.0	9.0	20.3	25.6	36.1	6.0	0.0	0.0

③外国商品市場取引

平成23年	0.0	26.2	33.3	16.7	14.3	7.1	0.0	2.4
平成24年	0.0	12.5	37.5	20.8	25.0	0.0	0.0	4.2
平成25年	3.6	7.1	32.1	35.7	14.3	0.0	0.0	7.1
平成26年	3.0	15.2	33.3	33.3	3.0	6.1	3.0	3.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成23年	12.9	28.1	27.1	16.3	11.8	2.8	0.0	0.9
平成24年	8.8	28.6	24.5	19.3	10.8	1.9	0.0	6.1
平成25年	10.6	28.1	27.5	18.3	13.0	1.3	0.2	0.9
平成26年	6.4	22.7	30.2	21.7	13.1	4.1	0.2	1.7

○国内商品市場取引の通常取引と損失限定取引では、平成23年から「60歳代」が最も多くなっている。

○外国商品市場取引では平成25年を除いて「40歳代」が最も少なく、店頭商品デリバティブ取引では平成23年から25年まで「30歳代」であったものの、平成26年は「40歳代」となっている。

(2) 年 収 (単位 : %)

①国内商品市場取引・通常取引

	300 万円 未満	500 万円 未満	700 万円 未満	1 千万円 未満	2 千万円 未満	3 千万円 未満	3 千万円 以上	不 明
平成 23 年	23.8	24.6	19.0	13.6	11.2	2.7	1.1	3.9
平成 24 年	22.3	25.6	18.3	13.7	9.9	0.6	1.1	8.4
平成 25 年	23.2	24.3	16.0	15.4	11.1	1.6	1.3	7.0
平成 26 年	22.6	25.6	16.3	14.5	11.3	3.5	1.6	4.6

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 23 年	15.7	28.5	19.2	15.1	12.2	1.7	1.2	6.4
平成 24 年	14.1	19.8	20.3	17.2	17.7	3.1	1.6	6.3
平成 25 年	16.9	25.4	22.0	22.0	10.2	1.1	1.1	1.1
平成 26 年	15.0	26.3	19.5	21.8	12.0	3.0	1.5	0.8

③外国商品市場取引

平成 23 年	16.7	28.6	16.7	11.9	21.4	2.4	0.0	2.4
平成 24 年	16.7	25.0	33.3	16.7	0.0	0.0	4.2	4.2
平成 25 年	10.7	25.0	25.0	10.7	7.1	7.1	7.1	7.1
平成 26 年	21.2	24.2	12.1	12.1	18.2	3.0	6.1	3.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 23 年	29.7	25.5	20.1	13.7	7.5	1.2	0.8	1.6
平成 24 年	29.9	26.2	16.2	11.2	7.4	0.8	0.5	7.6
平成 25 年	27.0	27.3	20.9	13.4	7.2	2.0	0.7	1.5
平成 26 年	29.8	27.3	16.2	12.0	7.7	2.4	1.3	3.3

○国内商品取引の通常取引では「300 万円以上 500 万円未満」が最も多く、損失限定取引では平成 24 年を除いて「300 万円以上 500 万円未満」が最も多くなっている。

○外国商品市場取引では平成 24 年を除いて「300 万円以上 500 万円未満」が最も多く、店頭商品デリバティブ取引では平成 25 年を除いて「300 万円未満」が最も多くなっている。

(3) 商品先物取引の累積経験期間（単位：％）

①国内商品市場取引・通常取引

	1か月未満	3か月未満	6か月未満	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	不明
平成23年	0.8	1.7	2.8	5.1	16.7	18.1	22.8	31.7	0.4
平成24年	0.3	1.7	3.0	6.2	14.4	15.7	28.8	29.8	0.1
平成25年	0.5	1.6	4.2	5.0	13.6	13.8	26.4	34.8	0.1
平成26年	0.2	1.2	2.4	4.3	12.7	14.6	27.3	37.1	0.3

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成23年	7.0	26.2	21.5	22.1	11.6	4.1	4.1	2.9	0.6
平成24年	4.2	19.3	26.6	24.0	14.6	4.7	4.2	2.6	0.0
平成25年	2.3	16.9	15.8	25.4	26.6	6.8	2.3	3.4	0.6
平成26年	2.3	20.3	15.0	22.6	26.3	4.5	5.3	3.0	0.8

③外国商品市場取引

平成23年	2.4	2.4	11.9	14.3	16.7	7.1	21.4	23.8	0.0
平成24年	0.0	4.2	12.5	4.2	29.2	25.0	12.5	12.5	0.0
平成25年	3.6	0.0	3.6	14.3	25.0	17.9	21.4	14.3	0.0
平成26年	3.0	0.0	3.0	12.1	39.4	9.1	9.1	24.2	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成23年	3.4	5.3	7.6	17.3	37.5	15.1	6.4	6.7	0.8
平成24年	2.5	4.2	4.2	16.9	41.5	16.8	8.8	4.2	0.8
平成25年	3.3	3.5	6.4	11.0	36.7	19.3	11.6	7.0	1.3
平成26年	1.5	3.3	5.7	8.3	35.5	21.7	14.4	8.8	0.7

○国内商品市場取引の通常取引では「10年以上」が最も多く、平成23年から始まった損失限定取引は、その時間の経過とともに経験期間の長いレンジに移行している。

○外国商品市場取引では平成23年を除いて「1年以上3年未満」が最も多く、店頭商品デリバティブ取引は「1年以上3年未満」が最も多くなっている。いずれの取引も平成23年に商品先物取引法の規定対象となったが、「10年以上」との回答はそれ以前から取引が行われていたことが理由と考えられる。

(4) 現在の業者と取引をしているきっかけ（単位：％）

①国内商品市場取引・通常取引

	電話勧誘	訪問勧誘	文書の送付	新聞等の広告	セミナー・講演 会等	友人・知人に勧め られて	インターネット 経由	自分から連絡	その他	不明
平成 23 年	27.6	16.6	1.0	5.4	3.9	5.6	20.9	10.4	4.1	4.5
平成 24 年	24.7	13.7	1.1	9.4	4.1	6.0	18.7	11.0	5.3	5.7
平成 25 年	23.9	12.9	1.4	4.8	3.9	7.6	22.2	12.7	3.7	6.9
平成 26 年	23.1	13.6	0.9	5.0	4.4	7.1	23.1	13.3	5.1	4.5

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 23 年	62.2	29.1	1.7	0.6	2.3	2.9	1.2	2.9	0.6	0.0
平成 24 年	56.8	35.4	3.6	1.6	5.2	1.6	1.0	1.0	1.6	2.6
平成 25 年	58.8	26.0	1.1	0.0	4.5	4.0	1.1	1.7	1.1	1.7
平成 26 年	55.6	24.1	2.3	0.8	6.0	3.8	1.5	1.5	0.0	4.5

③外国商品市場取引

平成 23 年	4.8	4.8	0.0	2.4	0.0	2.4	64.3	11.9	7.1	2.4
平成 24 年	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	75.0	8.3	8.3	0.0
平成 25 年	3.6	0.0	3.6	0.0	0.0	0.0	64.3	14.3	7.1	7.1
平成 26 年	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1	0.0	63.6	24.2	6.1	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 23 年	6.4	0.2	0.8	4.0	1.9	4.5	69.2	7.8	1.2	4.0
平成 24 年	6.1	0.7	0.5	5.1	1.9	4.2	72.1	5.1	1.7	2.7
平成 25 年	5.9	0.6	0.2	2.8	0.4	5.7	71.6	7.7	1.8	3.5
平成 26 年	6.1	1.1	0.6	3.5	1.1	2.6	71.6	9.6	0.6	3.3

○平成 23 年から不招請勧誘が禁止されている国内商品市場取引の通常取引では、「インターネット経由」と「自分から連絡」の合計が増加し続ける一方で、「電話勧誘」と「訪問勧誘」の合計は減少している。

○不招請勧誘が禁止されていない国内商品市場取引の損失限定取引では「電話勧誘」が最も多く、次いで「訪問勧誘」となっているが、この合計も減少し続けている。

○外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引は不招請勧誘が禁止されているが、これらの取引を扱っている業者のビジネスモデルはインターネット取引を主としていることから、「インターネット経由」が 6 割を超えている。

(5) 商品先物取引を始めるにあたっての仕組みの理解 (単位：%)

①国内商品市場取引・通常取引

	十分理解した	ある程度理解した	ほとんど理解できなかった	まったく理解できなかった	不明
平成 23 年	26.8	65.2	4.8	0.6	2.5
平成 24 年	27.2	64.9	5.9	0.4	1.6
平成 25 年	26.5	63.8	5.1	0.4	4.2
平成 26 年	27.4	64.6	5.1	0.5	2.4

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 23 年	18.6	74.4	4.1	0.0	2.9
平成 24 年	19.8	70.3	4.7	1.0	4.2
平成 25 年	19.8	70.1	6.2	1.1	2.8
平成 26 年	21.8	68.4	7.5	0.0	2.3

③外国商品市場取引

平成 23 年	33.3	61.9	0.0	4.8	0.0
平成 24 年	25.0	66.7	0.0	0.0	8.3
平成 25 年	28.6	64.3	0.0	3.6	3.6
平成 26 年	51.1	45.5	3.0	0.0	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 23 年	31.6	62.8	2.8	1.6	1.2
平成 24 年	33.3	57.5	4.9	1.4	2.9
平成 25 年	30.8	60.6	5.7	0.6	2.4
平成 26 年	30.2	62.6	4.4	0.9	1.8

○国内商品市場取引の通常取引と損失限定取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引とも、「十分理解した」と「ある程度理解した」の合計が9割を超えている。

(6) 商品先物取引を経験したことに満足しているか (単位：%)

①国内商品市場取引・通常取引

	大いに満足	満足	どちらとも いえない	不満	大いに不満	不明
平成 23 年	12.6	27.6	36.6	12.2	10.2	0.8
平成 24 年	7.6	26.2	39.8	9.4	13.7	3.3
平成 25 年	6.6	26.9	43.1	9.6	12.2	1.6
平成 26 年	7.3	30.7	41.0	9.4	9.5	2.2

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 23 年	4.7	16.3	42.4	19.8	16.3	0.6
平成 24 年	3.1	29.7	40.6	14.6	10.4	1.6
平成 25 年	1.1	19.2	49.7	16.4	11.3	2.3
平成 26 年	0.8	19.5	54.1	11.3	9.8	4.5

③外国商品市場取引

平成 23 年	26.2	45.2	21.4	4.8	2.4	2.4
平成 24 年	45.8	25.0	16.7	12.5	0.0	0.0
平成 25 年	7.1	42.9	46.4	0.0	0.0	3.6
平成 26 年	30.3	24.2	30.3	6.1	6.1	3.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 23 年	23.2	39.4	28.9	4.7	2.8	1.1
平成 24 年	23.4	41.3	25.7	4.2	3.7	1.7
平成 25 年	13.4	40.7	37.1	5.0	2.0	1.8
平成 26 年	11.6	41.6	37.0	4.6	4.6	0.6

○外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引が「大いに満足」と「満足」の合計が 5 割を超えているのに対し、国内商品市場取引の通常取引は 4 割弱、損失限定取引では 2 割に止まっている。

(7) 業者に対する不満（単位：％）

①国内商品市場取引・通常取引

	外務員の説明・アドバイスが不十分	サービス・情報提供が不十分	態度が横柄	預託金や利益金の返還が遅い	担当外務員と連絡がとれないことが多い	特に不満はない	その他	不明
平成 23 年	18.1	18.7	3.2	2.4	2.2	59.7	8.0	4.3
平成 24 年	14.9	14.2	3.4	2.6	2.4	62.8	13.2	2.7
平成 25 年	13.0	13.2	2.8	1.3	1.9	66.0	10.5	3.6
平成 26 年	12.8	16.0	1.4	0.9	2.0	65.2	9.3	3.6

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 23 年	23.8	23.8	4.1	4.1	4.1	51.2	14.0	0.6
平成 24 年	11.5	10.9	1.0	0.0	1.0	68.2	7.8	3.6
平成 25 年	18.6	19.8	1.7	1.1	3.4	59.3	11.3	4.5
平成 26 年	16.5	15.8	2.3	0.8	2.3	63.9	10.5	1.5

③外国商品市場取引

平成 23 年	2.4	14.3	7.1	7.1	4.8	69.0	11.9	2.4
平成 24 年	8.3	12.5	4.2	4.2	0.0	66.7	8.3	8.3
平成 25 年	3.6	7.1	0.0	0.0	0.0	60.7	25.0	3.6
平成 26 年	0.0	9.1	0.0	6.1	3.0	75.8	12.1	3.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 23 年	3.6	8.2	2.0	4.0	0.6	75.9	8.2	3.7
平成 24 年	4.1	5.6	1.7	3.6	1.0	73.9	9.8	4.4
平成 25 年	2.6	8.8	1.7	2.2	1.3	73.0	7.9	5.1
平成 26 年	3.7	7.6	0.7	2.0	1.1	73.5	9.6	4.8

○「特に不満はない」は、国内商品市場取引の通常取引と損失限定取引が 6 割、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引が 7 割を超えている。

(8) 取引継続の意向（単位％）

①国内商品市場取引・通常取引

	継続したい	止めたい	どちらともいえない	不明
平成 24 年	54.9	16.3	24.6	4.1
平成 25 年	53.9	16.5	26.7	2.9
平成 26 年	59.2	12.9	25.4	2.4

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 24 年	31.8	26.0	40.6	1.6
平成 25 年	31.1	24.3	42.9	1.7
平成 26 年	30.1	19.5	47.4	3.0

③外国商品市場取引

平成 24 年	79.2	8.3	12.5	0.0
平成 25 年	75.0	0.0	21.4	3.6
平成 26 年	63.6	15.2	18.2	3.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 24 年	66.0	9.6	22.8	1.5
平成 25 年	64.2	8.1	25.9	1.8
平成 26 年	65.9	8.7	24.9	0.6

○「継続したい」は、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引が 6 割、国内商品市場取引の通常取引が 6 割弱であるのに対し、国内商品市場取引の損失限定取引は 3 割に止まっている。

VI. 統計資料等

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

年度	商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)	
	全体	国内取 引社数							
H17年度	—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385	
H18年度	—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279	
H19年度	—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286	
H20年度	—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195	
H21年度	—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100	
H22年度	53	33	63,570	393	44,654	2,784	44,236	55	
H23年度	59	33	65,818	394	50,662	2,405	46,222	66	
H24年度	56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48	
H25年度	51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40	
H26年度	49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27	
	4月	49	31	3,789	355	3,540	2,244	2,217	5
	5月	48	31	3,480	402	3,240	2,345	1,846	2
	6月	48	31	4,188	431	3,934	2,354	2,262	3
	7月	48	31	4,953	422	4,592	2,330	2,715	4
	8月	48	31	4,874	423	4,609	2,313	2,348	2
	9月	47	30	4,233	400	集計中	2,285	集計中	1
	10月								
	11月								
	12月								
	1月								
	2月								
	3月								
H27年度	47	30	25,518	400	19,915	2,313	11,388	17	
前年同月比			129.2%		138.6%		90.7%	113.3%	

(注) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。

(注) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。

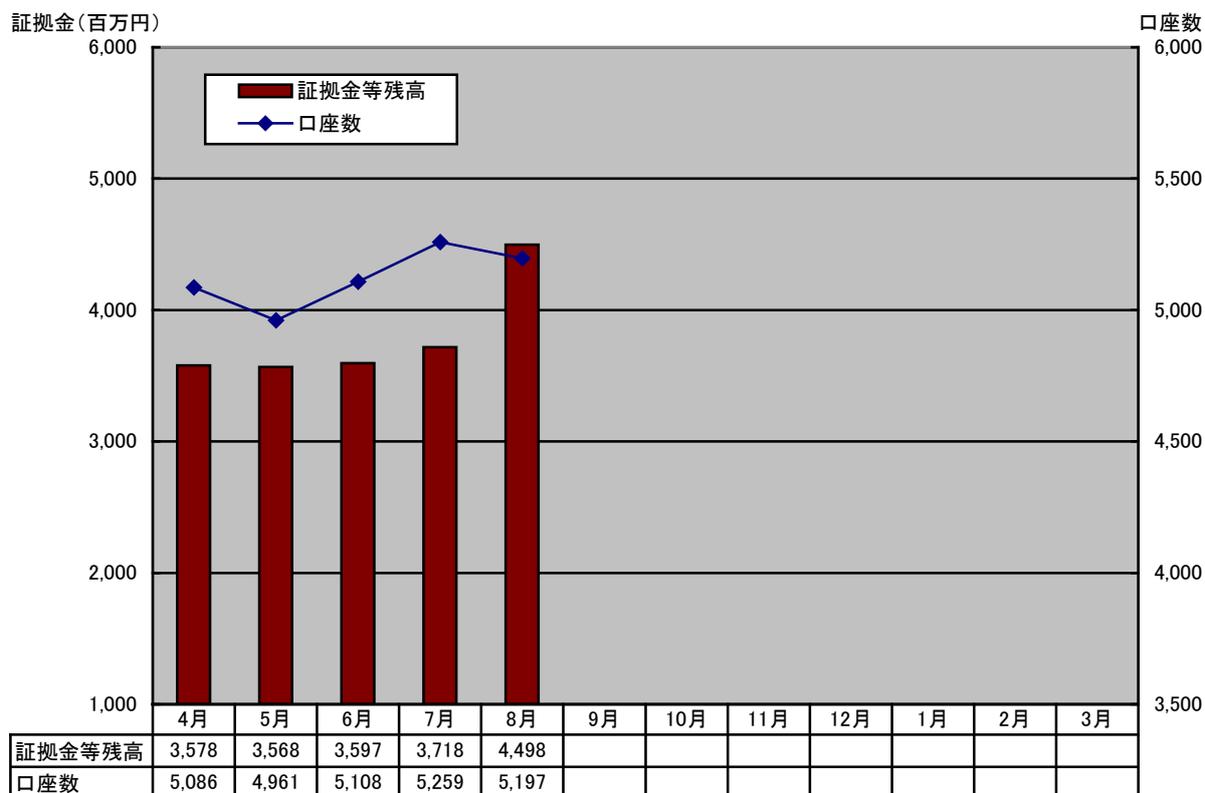
(注) 年度末日(月末日)に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。

(注) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

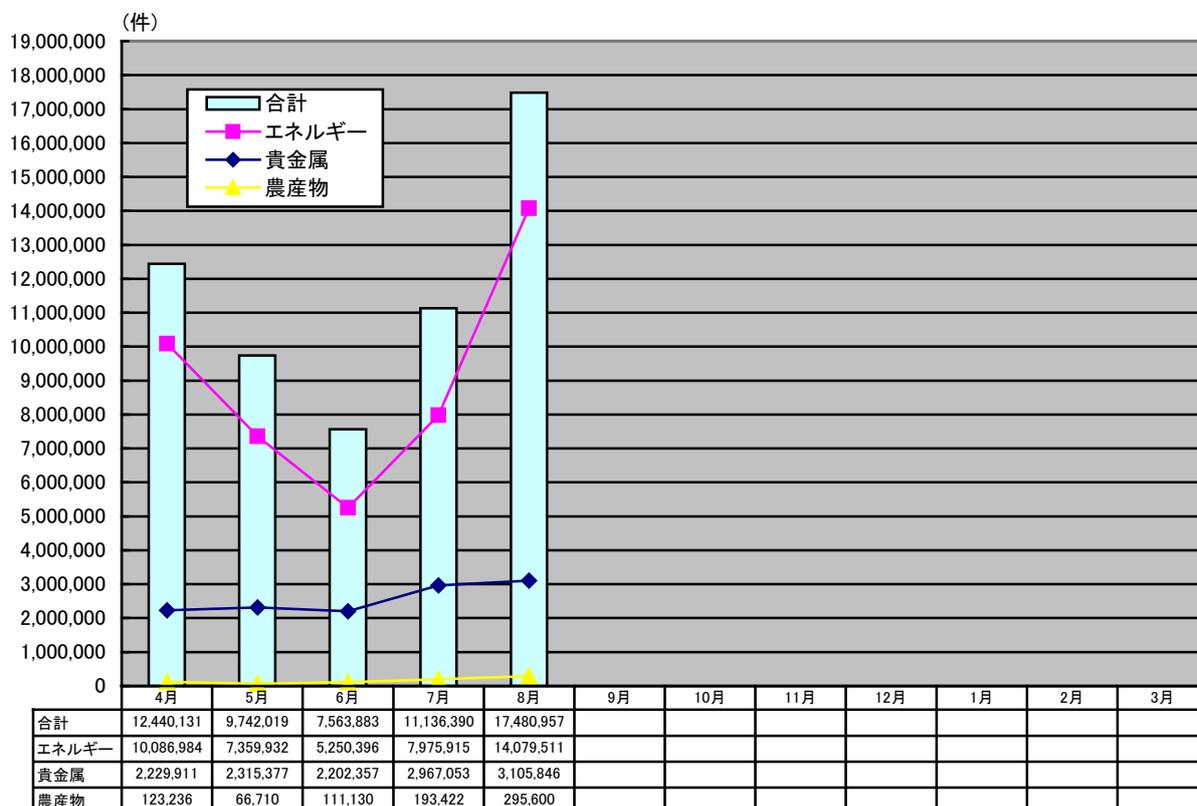
出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情・紛争仲介直接申出は当協会調べ
国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」、国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所
連合会編「商品取引所年報」等(各月央値)、20年度以降は各商品取引所(月末値)

2. 店頭商品CFD取引の状況

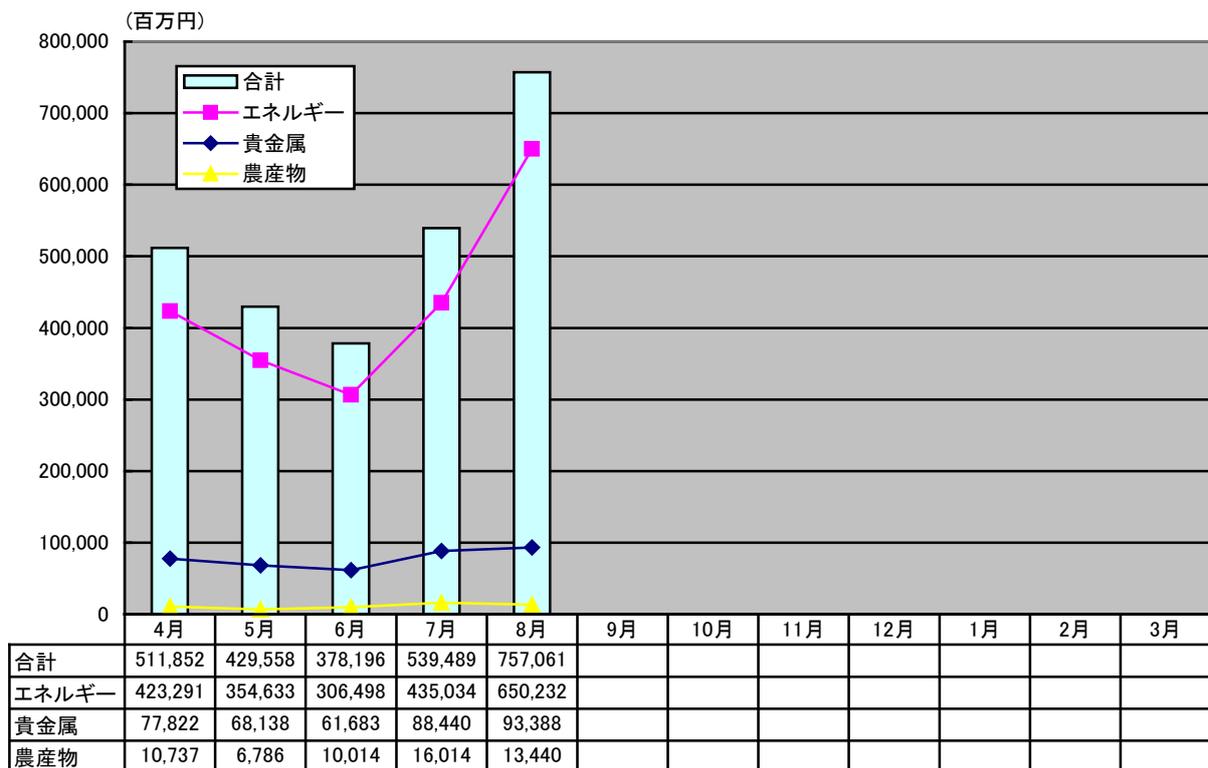
(1) 2015（平成27）年度 月末証拠金等残高と口座数



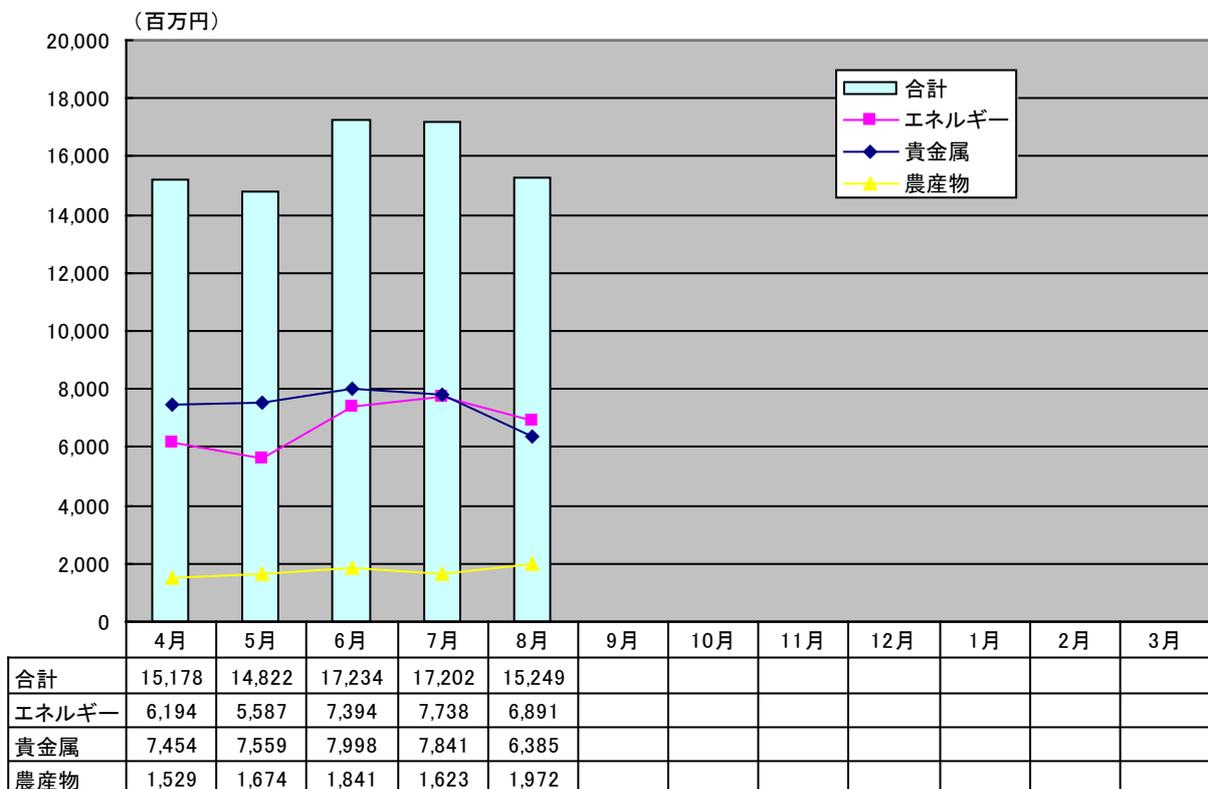
(2) 2015（平成27）年度 月間取引件数



(3) 2015（平成27）年度 月間取引金額



(4) 2015（平成27）年度 月末取引残高



3. 平成 27 年度上半期の相談状況及び苦情・紛争処理状況

本会は、平成 11 年 4 月 1 日に社団法人から商品取引所法（現「商品先物取引法」）により設立される法人（いわゆる特別法人）に改組し、自主規制に特化して事業を行うようになりました。これに伴って、相談センターは従前からの相談、苦情処理の業務に加えて、新たに紛争仲介（あっせん・調停）業務を開始し、商品デリバティブ取引に関するお客様からの相談に応じるとともに、苦情及び紛争の解決に努めています。

このたび、以下のとおり、平成 27 年度上半期（平成 27 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日）に本会で取り扱った「相談（問い合わせ）」、「苦情」、「紛争仲介」等の受付状況等を集計しました。

○ 総括表

（単位：件）

区 分	平成 27 年度 上半期	前年度 上半期	前年度 下半期
相談（問い合わせ）件数	196	195	225
苦情件数	11	14	3
紛争仲介件数	10	9	12
苦情から紛争仲介に移行したもの	4	7	3
紛争仲介に直接申出されたもの	6	2	9

(1) 相談（問い合わせ）

① 受付件数

相談受付件数は 196 件で、月間平均件数は 32.7 件でした。前年度上半期（195 件）との比較では 1 件増加でほぼ横ばいでした。月別では 7 月に 51 件と最も多くの相談が寄せられましたが、これは金や白金の急落等が一つの要因と考えられます。

② 相談内容

内容別にみると、「損金を取り戻せるか否かに関するもの」が 36 件で最も多く、次いで「勧誘に関するもの」が 20 件、「日商協の対応に関するもの（苦情・紛争仲介の手続き等）」が 16 件、「インターネット取引に関するもの」「外国証拠金取引に関するもの」がそれぞれ 10 件と続いています。

（単位：件、％）

	平成 27 年度						上半期計（対前年度上 半期増減率）
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
相談	41	24	29	51	19	32	196 (+0.5%)

(2) 苦情

① 受付件数

苦情受付件数は 11 件で、月間平均件数は 1.8 件でした。前年度上半期（14 件）との比較では 3 件減少しました。

② 申出事由

申出事由類型別にみると、11 件すべて商品取引契約の締結に係る勧誘と個々の取引の勧誘の双方を含む「不当勧誘類型」でした。内訳は「執拗な勧誘」が 4 件と最も多く、「適合性原則違反」が 2 件と続いています。

(単位：件、%)

	平成 27 年度						上半期計 (対前年度上半期増減率)
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
苦情	4	2	2	2	1	0	11 (-21.4%)

(3) 紛争仲介

① 紛争仲介の新規申出件数

紛争事案の新規申出件数は 10 件で、前年度上半期 (9 件) との比較では 1 件増加しました。

② 処理状況

終結件数は 15 件で、このうち解決が 10 件、打切りが 4 件、取下げが 1 件でした。この結果、解決率は 71.4%となりました。

なお、平成 27 年 9 月末の係属件数は 5 件で、前年同期 (9 件) に比べ 4 件減少しました。

(単位：件、%)

区 分	平成 27 年度 上半期	前年同期	対前年同期 増減率
新規申出件数	10	9	+11.1
前年度 (3 月末時点) 係属件数	10	10	±0
終結件数	15	10	+50.0
(解決)	(10)	(5)	—
(打切り)	(4)	(3)	—
(取下げ)	(1)	(2)	—
9 月末時点係属件数	5	9	-44.4

(注) 解決率=解決件数 10 / (終結件数 15 - 取下げ件数 1)

(4) トラブル (苦情+紛争仲介直接申出)

① 受付件数

トラブル受付件数は 17 件で、月間平均件数は 2.8 件でした。前年度上半期 (16 件) との比較では 1 件増加しました。

② 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」14 件が最も多く、次いで「その他」が 2 件、「過当売買類型」が 1 件となっています。

(単位：件、%)

	平成 27 年度						上半期計 (対前年度上半期増減率)
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
トラブル	5	2	3	4	2	1	17 (+6.3%)

(注) 「トラブル」とは、「苦情」と「紛争仲介直接申出」を合計したものです。

4. 登録外務員数の推移

平成 21 年度まで

単位：人

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成 16 年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22-26 年度

単位：人

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成 27 年度

単位：人

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	31,803	2,277	187	527	17	0	22	21	0	423	50	4	31,907	2,244	183
5 月	31,907	2,244	183	299	126	1	36	36	0	241	25	4	31,965	2,345	180
6 月	31,965	2,345	180	305	34	37	98	98	0	125	25	6	32,145	2,354	211
7 月	32,145	2,354	211	125	11	2	145	145	0	210	35	4	32,060	2,330	209
8 月	32,060	2,330	209	263	18	0	10	10	0	129	35	3	32,194	2,313	206
9 月	32,194	2,313	206	295	13	0	10	10	0	116	41	7	32,373	2,285	199
10 月															
11 月															
12 月															
1 月															
2 月															
3 月															

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

5. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 27 年 9 月 30 日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上	1	0
5,000 名以上 10,000 名未満	2	0
1,000 名以上 5,000 名未満	1	0
500 名以上 1,000 名未満	0	0
450 名以上 500 名未満	0	0
400 名以上 450 名未満	0	0
350 名以上 400 名未満	1	1
300 名以上 350 名未満	0	0
250 名以上 300 名未満	1	1
200 名以上 250 名未満	1	0
150 名以上 200 名未満	0	0
100 名以上 150 名未満	7	7
50 名以上 100 名未満	7	6
25 名以上 50 名未満	10	8
10 名以上 25 名未満	10	6
10 名未満	7	2
合 計	48	31
外務員総数(名)	32,174	2,285

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 4 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (5 社) の外務員数は 29,679 名であり、全体の 92.2%となっている。

作成日に脱退した会員のデータを含む。

6. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 27 年 9 月 30 日現在

(単位：社)

10 名以上	1 (184 名)
10 名未満	3
合 計	4
外務員総数(名)	199

7. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[株式会社東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

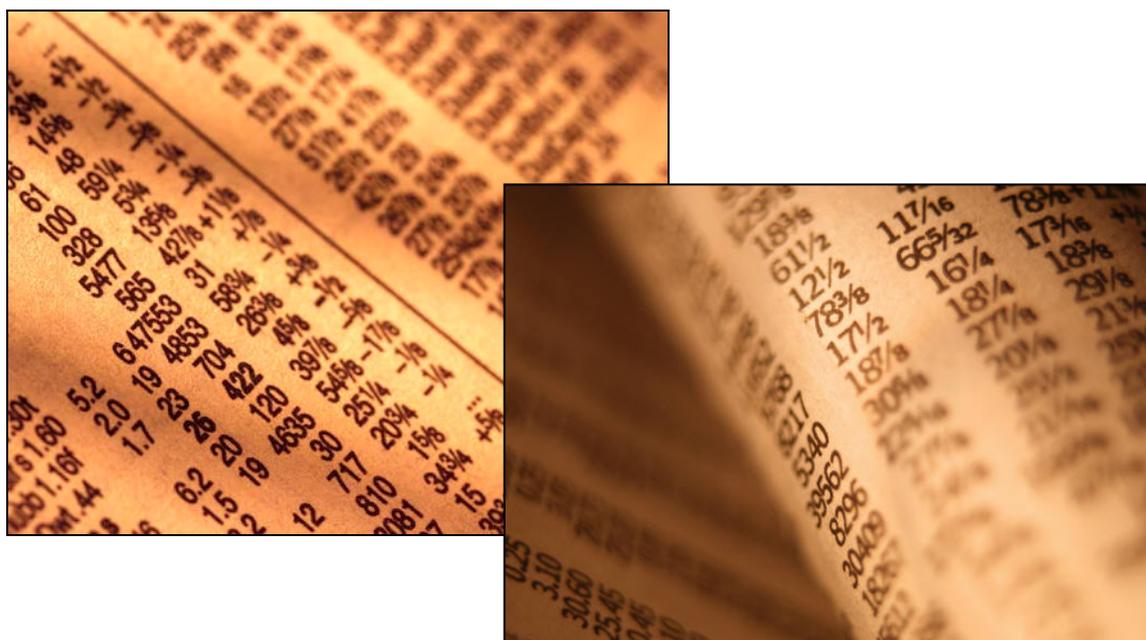
(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
株式会社日本商品清算機構 [統計資料等](http://www.jcch.co.jp/b/b08.html)（出来高速報等） <http://www.jcch.co.jp/b/b08.html>
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

株式会社東京商品取引所（[先物・オプション入門](http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#websemi)） <http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#websemi>
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.ode.or.jp/)」） <http://www.ode.or.jp/>
日本商品先物振興協会（[取引をなさる方へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>
"（[産業界の皆様へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>



日本商品先物取引協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>